

栃木県公報

平 成 27 年 3月24日(火) 第2666号

		次					
		則					
○災害救助法施行細則の一部改正			•••••				235
○栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汽							
正		•••••		•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	····· 236
○栃木県産業技術センター設置、管理及び							
○宅地建物取引業法施行細則の一部改正・		•••••	•••••	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	····· 237
	告	示					
○栃木県土地利用基本計画の一部変更・・・・							
○専修学校の設置認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
○予防接種の業務を行う医師							
○予防接種の業務を行う医師として告示し							
○予防接種の業務を行わなくなった医師・ ○日本長月1112 - 12							
○児童福祉法による指定通所支援の事業の							
○土地改良区定款変更の認可							
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••••	••••••	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • •	240
○							
○ □ □ □ □ □ □ □							
○栃木県収入証紙を売りさばく者の指定··							
一切小宗状八皿似て光りではく有り相足	訓	令					242
○栃木県官報報告規程の一部改正							242
	公						212
○基本測量の終了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		_					243
○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更・							
C 100 1 710 100 C 1111 C 100 C	宇都宮市街均						_ 10
○第221回宇都宮市街地開発組合議会定例							244
○平成26年度宇都宮市街地開発組合一般会							
○平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会	会計予算						245
	規	貝	J				
栃木県規則第十三号 ————————————————————————————————————							
災害救助法施行細則の一部を改正する調材で見来員会・三号	処則を吹つよう	に造みる。					
平成二十七年三月二十四日(1977年)とは、「1977年)		~1781					
			栃木県知事	垣	田	-jiil	1
災害救助法施行細則の一部を改正す	~る規則		7 1 1 -1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1		`-	•

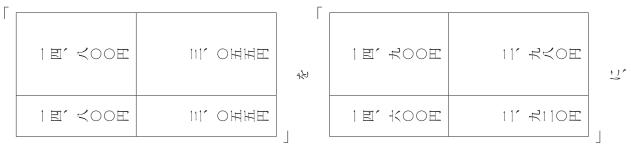
災害救助法施行細則(昭和三十五年栃木県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

る」に改め、同項の2中「二、四〇一、〇〇〇円」を「二、五三〇、〇〇〇円」に改め、同項の4中「を収容「に供与する」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同部□の項の1中「に収容できる」を「を供与される」に改め、同項の3中「を収容する」を限表第一の一の部□の項の1中「に収容する」を「を供与される」に改め、同項の3中「を収容する」を

第2666号

する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)」を「に供与する施設」に改め、同項の5中「に収容する」を 「を供与する」に改め、同表二の部刊の項の1中「収容された」を「選難している」に改め、同項の3中 「一、〇一〇円」を「一、〇回〇円」に改め、同表の三の部①の項中「一七、二〇〇円」を「一七、八〇〇 円」に、「IIII、IIOO圧」や「IIII、七OO圧」に、「IIIII、七OO圧」や「IIIII、七OO圧」に、「III 九、二〇〇円」を「四〇、四〇〇円」に、「四九、七〇〇円」を「五一、二〇〇円」に、「七、三〇〇円」を 「七、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円一を「二九、四〇〇円」に、「三六、九〇〇円一を「三八、一〇〇 円」に、「H」、国00円」や「HIII、100円」に、「KO、1100円]や「KII、100円]に、「カ 五、七〇〇円」を「七八、一〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「五、六〇〇円」を 「五、八〇〇円」に、「七、六〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、七〇〇円」 に、「|三、八〇〇円」を「|四、二〇〇円」に、「|七、四〇〇円」を「|八、〇〇〇円」に、「二、四〇 OE」や「II、HOOE」に、「七、100E」や「七、国00E」に、「111、000E]や「111、III0 OE」に、「一六、八OOE」を「一七、四OOE」に、「一九、九OOE」を「IIO、六OOE」に、「II 五、三〇〇円」を「二六、一〇〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表の四の部〇の項 の3中「衛生材料」を「衛生材料費」に改め、同表の六の部刊の項中「五二○、○○○円」を「五四七、○○ ○円」に改め、同表の九の部□の項の4のイ中「三、三○○円」を「三、四○○円」に改め、同項の4のロ中 「五、〇〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、同表の十の部団の項中「二〇一、〇〇〇円」を「二〇六、〇〇 ○円」に、「一六〇、八○○円」や「一六回、八○○円」に改める。

円」に、「一五、六〇〇円」を「一五、七〇〇円」に、「三、二二二円」を「三、一四〇円」に、別表第二の①の項の表中「二一、七〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「四、四八〇円」を「四、六二〇



「団、五二〇円」に、「一七、七〇〇円一巻「二三、三〇〇円」に、「三、五四〇円一巻「四、六六〇円一三」、三四五円」を「三、二四〇円」は、「二十、五〇〇円」を「二二、六〇〇円」は、「三、五〇〇円」を

~ ~ ~	14(1100E	111′ 1 1 EOE	<i>₩</i>	110, 400E	E'IKOE	!

改める。

別 選

除く。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の①の項の表(救急救命士に係る部分を

(消防防災課)

栃木県規則第十四号

則を次のように定める。 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規

平成二十七年三月二十四日

栃木県知事 福 田 富 一

る規則 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正す

規則第三号)の一部を次のように改正する。 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成十一年栃木県

第三条第一項第一号中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

温温

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(廃棄物対策課)

栃木県規則第十五号

平成二十七年三月二十四日栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則(平成十五年栃木県規則第二号)の一部を次の

簡易デザイン柄出システムの頃を削る。センターの部①機械加工機器類の款リードドローイングマシンの項及び同部⑥設計・デザイン支援機器類の款同部⊗設計・デザイン支援機器類の款CADシステムの項、同表の4栃木県産業技術センター組織物技術支援機器類の款静ひずみ測定機の項、同部④寸法・形状測定機器及び表面観察機器類の款マイクロスコープの項、別表第二の1栃木県産業技術センターの部①機械加工機器類の款スポンジングマシンの項、同部③物性試験

温 强

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第十六号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

栃木県知事 福 田 富 一

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

第六条から第八条までを次のように改める。全地建物取引業法施行細則(昭和五十四年栃木県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条から第八条まで 削除

四項」を「第十四条の十五第五項」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。第十一条の見出し中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「第十四条の十五第

第十二条(見出しを含む。)中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引土証」に改める。

忌品类伝統□中日「専任取引主任者」や「専任の宅地建物取引士」以、「専任の取引主任者の数」や「専任の宅地建物取引士の数」以おる、巨类伝統が大田「取引主任者」や「宅地建物取引士」以おるべ。

別記様式第四号及び別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号 削除

忌品委长無くゆ⊕「宅地建物取引主任者資格登録簿登録消除申請書」や「宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書」とおるペ°

「取引主任者」「宅地建物取引士」」、「、宅地建物取引主任者証」や「、宅地建物取引士証」以、「取引主任者資格登録番号」や「宅地建物取引士資格登録番号」以、「取引主任者証発行番号」や「宅地建物取引士証発行番号」以、「取引主任者証発行番号」以、「取引主任者証発行年月日」以お名や。

温

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。2 この規則の施行前に改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施

(供完課)

告示

栃木県告示第111号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定に基づく栃木県土地利用基本計画の計画図の一部について、平成27年3月16日をもって変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、計画図については、その記載を省略し、栃木県総合政策部地域振興課において一般の縦覧に供する。 平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

(地域振興課)

栃木県告示第112号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第130条第1項の規定により、平成27年3月13日付けで、次のとおり専修学校の設置を認可した。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

	名 称	所	在	地	設 置 者	課程別	修業年限	定	員
1 -	際ティビィシィ 山看護専門学校		鳥谷字足形	2247番11	学校法人ティ ビィシィ学院	専門課程	3年	240)人

(文書学事課)

栃木県告示第113号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

医 師 名	予防接種を行う主たる場所
船 倉 豪 志	足利市栄町1丁目3412 医療法人 博済会 鈴木病院
佐 谷 徹 郎	足利市栄町1丁目3412 医療法人 博済会 鈴木病院
坪 内 美佐子	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
谷 有希子	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
亀 田 知 明	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
手 塚 修 一	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
永 谷 勝 也	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
進上泰明	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院
金子洋之	足利市田中町100 医療法人杏林会 今井病院

高 橋 雅 一	足利市田中町100	医療法人杏林会 今井病院
青 木 謙 祐	栃木市大平町新1474-1	あおき耳鼻咽喉科医院
関 慎 也	鹿沼市下田町 1-1033	上都賀総合病院
島田和幸	小山市若木町1丁目1番5号	新小山市民病院
横 溝 亜希子	小山市若木町1丁目1番5号	新小山市民病院
佐藤健夫	小山市若木町1丁目1番5号	新小山市民病院
津本順史	小山市西城南2丁目18番地7	城南クリニック
金子明弘	小山市大字喜沢1475番地328	おやま城北クリニック
住 吉 信 彦	那須塩原市弥生町1番10号	福島整形外科病院
佐竹洋之	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院
海 野 健 人	下野市小金井2-4-3	小金井中央病院
富 山 剛	下野市仁良川1518-1	あんずの森クリニック
坂 本 宏 泰	小山市土塔222番14	ソフィアホームケアクリニック
上野直子	那須町大字高久甲375	那須高原病院

栃木県告示第114号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う次の医師について、その氏名又は予防接種を行う主たる場所に変更があったので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

医	É	币	名		予	防	接	種	を	行	う	主	た	る	場	所	
田 (大	宮原	千千	知 知)	大田原市中	田原	1081	番地。	1			那	須赤 −	十字洞				

(注)表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第115号

次の医師は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定による予防接種を行う医師ではなくなったので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第2項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

医 師 名	予防接種を行う主たる場所
糸 岐 一 茂	鹿沼市下田町 1-1033 上都賀総合病院
中 野 記 子	鹿沼市下田町 1-1033 上都賀総合病院
石 川 暢 夫	鹿沼市西茂呂4丁目46-3 竹村内科腎クリニック
緒方孝治	矢板市富田77番地 国際医療福祉大学塩谷病院
牧 和宏	矢板市土屋18番地 佐藤病院

横	Щ	雄	章	矢板市土屋18番地	佐藤病院
山	﨑	諒	子	下野市小金井2-4-3	小金井中央病院

(健康増進課)

栃木県告示第116号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から指 定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富

	事	業	所	事	業	者	廃止の	サービス
事業所番号	名	称	所 在 地	名	称	主たる事務所の所在地	年月日	の種類
0951000041	佐久山サンター		大田原市佐久 山2234	特定非営 法人障害 トータル トセンタ	が児・者 ・サポー	那須塩原市西 富山129	平成27年 2月28日	児童発達支援

(障害福祉課)

栃木県告示第117号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した ので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
足利市わたらせ川左岸土地改良区	平成27年3月9日

(農地整備課)

栃木県告示第118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月24日から同年4月22日まで一般の縦 覧に供する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富

道路の種類 一般国道 路 線 名 293号

道路の区域

整理番号 変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
前	さくら市狹間田字別 から さくら市狹間田字別 まで		$52.5 \sim 77.0$	21.0		

	後 さくら市狭間田字弥五郎下2895- から さくら市狭間田字弥五郎下2802- まで	32 0 ~ 34 6	21.0	
--	--	-------------	------	--

 \coprod

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 矢畑横倉新田線

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	前	小山市大字横倉字明浦966から 小山市大字横倉字戸館778-1ま	5.4~9.1	733.4	
292	後A	小山市大字横倉字明浦966から 小山市大字横倉字戸館778-1ま	5.4~9.1	733.4	A及びBは、 関係図面で表
	後B	小山市大字横倉字浦里998-1か 小山市大字横倉字戸館778-1ま	$+ 12 () \sim 44 ()$	552.6	示する敷地の 区分をいう。

栃木県告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月24日から同年4月22日まで一般の縦 覧に供する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道 293 号	さくら市早乙女字三左エ門2093-1から さくら市狹間田字弥五郎下2802-12まで	平成27年3月24日
68	主 要 地 方 道字都宮向田線	塩谷郡高根沢町大字上高根沢6426-1から 塩谷郡高根沢町大字上高根沢6420-1まで	平成27年3月24日
153	一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町997-1から 栃木市河合町1001まで	平成27年3月24日
339	一 般 県 道 黒 磯 田 島 線	那須塩原市百村字屋敷内2664-5から 那須塩原市百村字屋敷内2664-5まで	平成27年3月24日
339	一 般 県 道 黒 磯 田 島 線	那須塩原市百村字屋敷内2664-1から 那須塩原市百村字屋敷内2664-1まで	平成27年3月24日
339	一 般 県 道 黒 磯 田 島 線	那須塩原市百村字屋敷内2664-4から 那須塩原市百村字屋敷内2664-4まで	平成27年3月24日
339	一 般 県 道 黒 磯 田 島 線	那須塩原市百村字屋敷内国有林174林班い1小班から 那須塩原市百村字深山国有林200林班い1小班まで	平成27年3月24日

(道路保全課)

栃木県告示第120号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、小山市小山東部第一土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 組合の名称 小山市小山東部第一土地区画整理組合

2 事業施行期間 昭和63年7月29日から平成32年3月31日まで

3 施行地区 小山市大字小山字彦右ェ門橋及び字五反田の各一部

大字土塔字高圓、字西谷、字東谷及び字横町の各一部

大字犬塚字南原、字谷向及び字谷ノ中の各一部 大字雨ヶ谷新田字渡辺及び字渡辺東の各一部

4 事務所の所在地 小山市中央町1丁目1番1号

5 設立認可の年月日 昭和63年7月29日

6 変更の内容 事業施行期間の変更及び資金計画の変更

7 変更認可の年月日 平成27年3月16日

栃木県告示第121号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、藤岡町荒立北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

1 組合の名称 藤岡町荒立北土地区画整理組合

2 事業施行期間 平成8年7月30日から平成29年3月31日まで

3 施行地区 栃木市藤岡町藤岡字荒立、藤岡町大前字秋山向、字水入、字秋山、字本郷の各一部

4 事務所の所在地 栃木市藤岡町藤岡1022番地5

5 設立認可の年月日 平成8年7月18日

6 変更の内容 事業施行期間の変更及び資金計画の変更

7 変更認可の年月日 平成27年3月16日

(都市計画課)

栃木県告示第122号

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第6条の規定により、栃木県収入証紙を売りさばく者として次の者を指定したので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

指定年月日	氏	名	又	は	名	称	売	Ŋ	さ	ば	き	場	所
平成27年3月13日	市貝町						芳賀郡市 市貝町出			市塙	1280		

(会計局会計管理課)

訓令

彪木県訓令第一中

本 宁

平成二十七年三月二十四日栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県官報報告規程の一部を改正する訓令

栃木県官報報告規程(昭和二十九年栃木県訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

○○委員」の下に「(教育長)」を加える。別記様式第七号及び別記様式第九号中「(監査委員」を「(教育委員会教育長・監査委員」に改め、「○○第四条の表第五号⑷中「委員及び教育長」を「教育長及び委員」に改め、「別記様式第五号、」を削る。

3年

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

公告

○基本測量の終了

平成26年5月2日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
 - 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業地域
 - 宇都宮市、日光市、小山市、上三川町、益子町、茂木町、芳賀町及び野木町
- 3 作業期間平成26年6月25日から平成27年2月27日まで

(監理課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年3月24日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は 名 称
平成27年 4月1日	栃木市西方町本城 1 栃木市西方総合支所生活環境課	(新規)	栃木市
	宇都宮市上戸祭 2-3-31 株式会社足利銀行戸祭支店	(新規)	株式会社 足利銀行
	宇都宮市鶴田 1-7-5 株式会社足利銀行宇都宮西支店	(新規)	
	宇都宮市インターパーク3-3-4 株式会社足利銀行インターパーク支店	(新規)	
	(廃止)	足利市通 6-3173 株式会社足利銀行六丁目支店	

	(廃止)	佐野市植上町1631 株式会社足利銀行佐野南支店			
,	(廃止)	栃木市箱森町 6-7 株式会社足利銀行栃木西支店			
,	(廃止)	那須烏山市大金186 株式会社足利銀行南那須出張所			
,	(廃止)	鹿沼市楡木町514 株式会社足利銀行楡木支店			
	(廃止)	栃木市西方町金崎330 株式会社足利銀行西方出張所			

(会計局会計管理課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第2号

平成27年3月13日招集した第221回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、3月13日閉会した。 議決事項は、次のとおりである。

平成27年3月24日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

第1号議案 平成26年度字都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第1号)

第2号議案 平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

宇都宮市街地開発組合告示第3号

平成26年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第1号)については、平成27年3月13日成立の結果、 次のとおりである。

平成27年3月24日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

平成26年度宇都宮市街地開発組合一般会計補正予算(第1号)

平成26年度宇都宮市街地開発組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,931千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

		款			項		補正前の額	Ĩ	補	正	額	計
3	繰	入	金				37,4	118		\triangle	1,088	36,330
				1	基金	繰入金	37,4	118		\triangle	1,088	36,330
	歳		入	É	<u>></u>	計	81,0)19		\triangle	1,088	79,931

歳出

(単位 千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	処分管理費		3,463	△1,088	2,375
		2 販売促進費	1,167	△1,088	79
	歳出	合 計	81,019	△1,088	79,931

宇都宮市街地開発組合告示第4号

平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算は、平成27年3月13日成立の結果、次のとおりである。 平成27年3月24日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

平成27年度宇都宮市街地開発組合一般会計予算

平成27年度宇都宮市街地開発組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,887千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

		款						項				金額
1	使丿	用 料 及	び手	数料								10
					1	使		月	Ħ		料	10
2	財	産	収	入								44,046
					1	財	産	運	用	収	入	44,045
					2	財	産	売	払	収	入	1
3	繰	j	ζ	金								37,689
					1	基	金	舲	杲	入	金	37,689
4	繰	走	<u>或</u>	金								100
					1	繰		起	戉		金	100
5	諸	1	又	入								42
					1	預	Ś	È	利	IJ	子	1
					2	雑					入	41
		歳		入		合			計			81,887

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議 会 費		2,542

						1	議		会		費	2,542
2	総		務		費							75,659
						1	総	務	管	理	費	75,464
						2	監	查	委	員	費	195
3	処	分	管	理	費							3,586
						1	処	分	管	理	費	3,586
4	予		備		費							100
						1	予		備		費	100
		歳		出			合		計			81,887